



学校生活の中でけがをして受診した場合、日本スポーツ振興センターへ医療費の請求ができます。下記の2つの条件にあてはまる場合は、申請に必要な書類を保健室まで取りに来てください。

- ★授業中、休憩時間中、学校行事、部活動、登下校中などにけがをした。
- ★医療費の合計が500点（3割負担で1500円）以上だった。

*H30年度は71件の申請がありました。



医師により「学校感染症」と診断された場合は出席停止となります。速やかに学校へ連絡し、登校時に“病欠証明書”を提出してください。“病欠証明書”は本校のホームページからダウンロード出来ます（保健室・職員室にもあります）。

出席停止となる「学校感染症」は学校保健安全法施行規則第18条により定められています。

- 【学校感染症】
- インフルエンザ、溶連菌感染症、
 - 感染性胃腸炎（ノロウイルス等）、
 - マイコプラズマ感染症、水痘、
 - 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、
 - 百日咳、風しん など

保健室利用について

新入生保護者の皆様へ

お子様のご入学を心からお慶び申し上げます。さて、高校生は心身ともに大きく成長するときでもあります。心と体のバランスを崩しやすいときでもあります。また、勉強量も増え内容も難しくなるため、時間に追われていると感じる生徒もいます。高校生活を健康で有意義に過ごすため、保護者の皆様にはお子様のサポートをお願いいたします。バランスの良い食事、十分な睡眠をとり、規則正しい生活を心がけてください。気になることがございましたらいつでも保健室へご連絡ください。